

利用料金の還付

既に納入された使用料は、原則としてお返しいたしません。
ただし、次の場合に限り還付いたします。

◆市民交流会館（四日市市市民交流会館条例施行規則より抜粋）

（利用料金の還付）

第12条 [条例第8条ただし書](#)の規定により利用料金を還付する場合及び還付する額は、次に掲げるとおりとする。

還付する場合	還付する額
ア 災害等特別の事由により、使用者の責めによらない場合において使用できなかったとき。	利用料金の全額
イ 使用者が使用日の前7日以前に使用許可の取消しを申請し、許可されたとき。	既納の利用料金から取消料(利用料金から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額の100分の50に相当する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額。ただし、10円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入した額とする。)を差し引いた額